

第4章 ごみ処理の基本方針

第1節 基本理念

“循環型社会の実現”

近年、世界的な天然資源の枯渇や温暖化をはじめとする地球環境問題、さらには大規模災害への備えなど、多様な課題の顕在化に伴い、廃棄物処理やリサイクルを取り巻く状況は大きく変化してきています。

策定当初の計画では、市民、事業者及び行政が協働し、省資源・省エネルギーについての理解を深め、意識の形成を図るとともに、低炭素社会や自然共生社会にも配慮した「循環型社会の実現」を基本理念に掲げ、実現を目指してきました。今後は、低炭素社会からさらに進んだ脱炭素社会の実現を目指した取組など、持続可能な社会の形成に向けた取組が国際的な潮流となってきています。

複数の課題の統合的解決を目指すSDGsも踏まえ、地域資源を持続可能な形で最大限活用し、持続可能社会の形成を目指します。

第2節 基本方針

目標達成のための基本方針は、次のとおりとします。

方針1 市民、事業者及び行政における協働体制の推進と役割の明確化

ごみの発生におけるさまざまな段階において、それぞれの役割を理解・自覚することでごみの排出抑制を推進します。

方針2 市民、事業者の自主的なごみの排出抑制とリサイクル活動の促進

市民、事業者の自主的なごみの排出抑制とリサイクル活動を促進するため、ごみ処理に関する啓発活動と、新たな仕組み作りに取り組んでいきます。

方針3 ごみの資源化を推進

現在、実施している草木類や木質系粗大ごみの資源化への取組を強化します。また、新たに製品プラスチックの分別収集・再資源化の検討を行います。

方針4 経済的、効率的なごみ処理の推進

ごみに関する市民活動団体や民間事業者の知識、技術、ネットワークを最大限活用して、経済的、効率的なごみ処理を推進します。

方針5 回収できない廃棄物の適正な処理・処分の推進

市では処理できない廃棄物への対応を明確にし、適正な処理・処分を推進します。

方針6 周辺環境に配慮した安全・安心な施設整備

環境衛生組合による広域処理体制において、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場、栗原最終処分場の周辺環境に配慮し、循環型社会に対応した安全で安心な施設運営を行います。

方針7 環境学習への取組

身近にあるごみ問題を通じ、正しい分別方法やリサイクルの大切さなどを学習する場を提供することで、自分たちのくらしや将来の地球環境について考え、行動できる人の育成につながる環境学習への取組を推進します。

第3節 市民・事業者・行政の役割

循環型社会の実現に向け、市民・事業者・行政の三者がごみの減量化・資源化に協働して取組み、相乗効果を上げていく必要があります。

ごみ処理に係る市民・事業者・行政の役割を図 4-1 に示します。

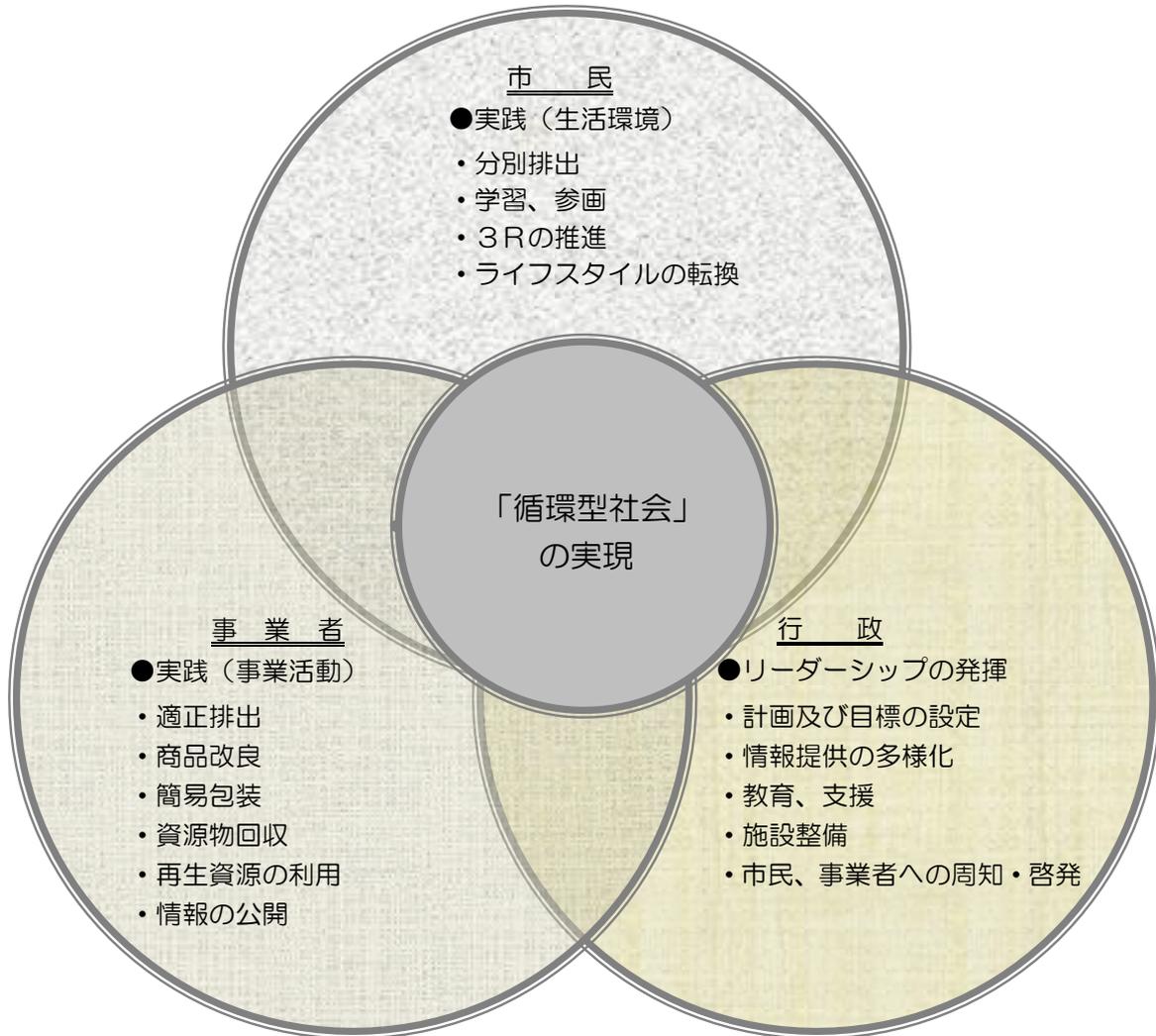


図 4-1 ごみ処理に係る市民・事業者・行政の役割

第4節 数値目標

本計画の数値目標は、表 4-1 に示すとおりです。

当初計画の数値目標は、「総ごみ排出量」、「焼却対象量」、「資源化率」としていましたが、本計画では「焼却対象量」に代えて「可燃ごみ排出量」としました。これは、「焼却対象量」が粗大ごみなどから出る焼却対象も含まれているのに対し、「可燃ごみ排出量」は、市民及び事業者から排出される可燃ごみの量を対象としており、より市民・事業者に分かり易く、明確な目標であると考えたためです。

これら数値目標の達成を目指し、計画的かつ効率的に、ごみの減量化・資源化を推進するため、施策を展開していきます。

表 4-1 数値目標

項目	年度	実績 R1	数値目標	
			中間目標 R8	最終目標 R13
総ごみ排出量 ^{※1} (t/年)		30,971	29,580	28,663
(総ごみ排出量原単位 ^{※2}) (g/人・日)		(831)	(806)	(799)
可燃ごみ排出量 ^{※3} (t/年)		24,618	21,490	20,630
(可燃ごみ排出量原単位 ^{※4}) (g/人・日)		(660)	(586)	(575)
資源化率 ^{※5} (%)		22.5%	32.3%	33.0%

※1 総ごみ排出量 : 家庭から出る燃やすごみ・資源物・不燃ごみ・粗大ごみ、集団資源回収及び事業系ごみの合計

※2 総ごみ排出量原単位 : 総ごみ排出量に対し、市民1人が1日あたりに排出するごみの量

※3 可燃ごみ排出量 : 家庭から出る燃やすごみ量と事業系ごみ量の合計

※4 可燃ごみ排出量原単位 : 可燃ごみ排出量に対し、市民1人が1日あたりに排出するごみの量

※5 資源化率 : 総ごみ排出量のうち、中間処理後の資源化量も含んで資源化した量の割合
(資源化量/総ごみ排出量) × 100 (%)

第5節 施策体系

本計画の施策体系を図 4-2 に示します。

基本理念	基本方針	主要施策と基本目標	主な取組
循環型社会の実現	■方針1 市民、事業者及び行政における協働体制の推進と役割の明確化	I 排出抑制・資源化施策 1. 意識の啓発と実践活動の展開 市民・事業者の意識の高揚を図り、理解と協力を求めています	ア 市民への啓発推進 (ア)ごみ出しルールの徹底 (イ)効果的な啓発媒体の活用 (ウ)環境教育・生涯学習の推進 (エ)食品ロス削減の推進 (オ)地域環境保全の推進 (カ)第2の受付場所の検討
	■方針2 市民、事業者の自主的なごみの排出抑制とリサイクル活動の促進	2. ごみの排出抑制 2-1 家庭ごみの排出抑制 3Rのライフスタイルを推進し、家庭ごみの排出を抑制していきます	イ 事業者への啓発推進 (ア)多量排出事業者に対する指導 (イ)分別収集の促進 (ウ)展開検査の強化 (エ)食品ロスの削減に向けた取組促進
	■方針3 ごみの資源化を促進	2-2 事業系ごみの排出抑制 事業者責務を明確化し、事業者の自己責任において循環型社会の3Rを推進するよう働きかけをします	(ア)ごみを出さないライフスタイルへの転換 (イ)生ごみの減量促進 (ウ)店頭回収の促進 (エ)ごみの有料化制度導入の検討 (オ)粗大ごみ処理手数料の見直しの検討 (カ)フードドライブによる食品ロスの削減
	■方針4 経済的、効率的なごみ処理の推進	3. ごみの資源化 資源の循環を目指したリサイクルを推進し、資源化の向上に努めます	(ア)事業者への指導強化 (イ)許可業者への指導強化 (ウ)事業系ごみの収集手法の見直し
	■方針5 回収できない廃棄物の適正な処理・処分の推進	II 収集運搬施策 1. 収集場所 地域性を考慮した適正な収集場所の配置と管理手法の確立を図ります	(ア)資源分別の推進 (イ)草木類の資源化の推進 (ウ)木質系粗大ごみの資源化の推進 (エ)製品プラスチックの資源化の促進
	■方針6 周辺環境に配慮した安全・安心な施設整備	2. 収集運搬体制 収集業務の効率化とコストの縮減を図るとともに、社会情勢の変化に対応した収集運搬体制を整備、推進していきます	(ア)収集場所の配置改善と統一 (イ)収集場所の管理体制強化 (ウ)収集場所管理台帳の電子化 (エ)危険な収集場所の改善 (オ)戸別収集の導入の検討
	■方針7 環境学習への取組	III 中間処理施設施策 1. 焼却処理施設 環境衛生組合における適正な処理を推進するとともに、循環型社会に対応したごみ処理施設の整備・運営を進めていきます	ア 収集・運搬体制の整備 (ア)効率的な収集運搬の推進 (イ)民間事業者との連携強化 (ウ)許可業者への指導強化 (エ)次世代自動車の導入推進
		2. 不燃・粗大ごみ処理施設 環境衛生組合における適正な維持管理を推進するとともに、ごみ量等の変化に対応した施設整備を検討していきます	イ 高齢者・障がい者への対応 (ア)家庭ごみふれあい収集の拡充
		3. 資源化施設 資源化を更に推進するため、資源化施設の適正な維持管理及び環境教育の拠点整備を進めていきます	(ア)焼却処理の1施設体制移行の前倒し (イ)安全・安心で安定した燃やすごみの処理体制の確保
		IV 最終処分施策 環境衛生組合における適正な処理・処分を推進していきます	(ア)不燃・粗大ごみ処理施設整備の検討 (イ)安全・安心で安定した不燃・粗大ごみ処理体制の確保
	V その他の施策 1. ごみの不法投棄・ポイ捨て等の防止 ごみの不法投棄やポイ捨て等を防止するための対策を講じていきます	(ア)資源リサイクルセンターの適正な維持管理 (イ)資源リサイクルセンターの新たな管理手法の検討 (ウ)リサイクル活動や環境教育の拠点等整備	
	2. 大規模災害への対応 大規模災害時に迅速な対応が図られるよう災害廃棄物処理体制を整備します	(ア)最終処分施策の検討 (イ)跡地利用の検討	
	3. 野焼きへの対応 野焼き禁止の啓発と指導を徹底していきます	ア 不法投棄への対応 (ア)不法投棄情報の収集 (イ)不法投棄防止活動の推進 (ウ)不法投棄ごみ対応体制の整備 (エ)不法投棄パトロールの実施	
	4. 適正処理困難物等への対応 排出禁止物に関する対策を講じていきます	イ ポイ捨て等への対応 (ア)啓発活動の推進 (イ)市民総ぐるみ大清掃や駅前の環境美化の推進 (ウ)衛生委員によるポイ捨てパトロール等の実施	
	5. 気候変動への対応 カーボンニュートラルに向けた対策を講じていきます	(ア)災害廃棄物処理計画や関連マニュアルの整備 (イ)災害廃棄物処理体制の整備	
	6. 関係機関との連携 関係機関との相互協力や情報交換に努め、連携を図っていきます	(ア)野焼き禁止の周知徹底 (イ)適切な指導の実施	
		(ア)排出禁止物の周知 (イ)特定の排出禁止物への対応	
		(ア)製品プラスチックの分別 (イ)収集運搬車両への次世代自動車の導入 (ウ)はだのクリーンセンターでのサーマルリサイクルによる二酸化炭素削減	
		(ア)関係機関等との連携強化	

数値目標
○最終目標年度：令和13年度
●総ごみ排出量
・現状（令和元年度）：30,971t/年
・中間目標（令和8年度）：29,580t/年
・最終目標（令和13年度）：28,663t/年
●可燃ごみ排出量
・現状（令和元年度）：24,618t/年
・中間目標（令和8年度）：21,490t/年
・最終目標（令和13年度）：20,630t/年
●資源化率 ^{※1}
・現状（令和元年度）：22.5%
・中間目標（令和8年度）：32.3%
・最終目標（令和13年度）：33.0%
※1：資源化率＝資源化量/ごみ排出量×100 資源化量＝資源＋施設による資源化量（焼却灰・回収鉄・非鉄類）

図 4-2 施策体系

第6節 最終目標年度におけるごみ処理体系

本計画の基本理念である『循環型社会の実現』のため、最終目標年度である令和13年度におけるごみ処理体系を、図4-3に示します。下図ごみ処理体系に加え、製品プラスチックの処理体制を構築していきます。

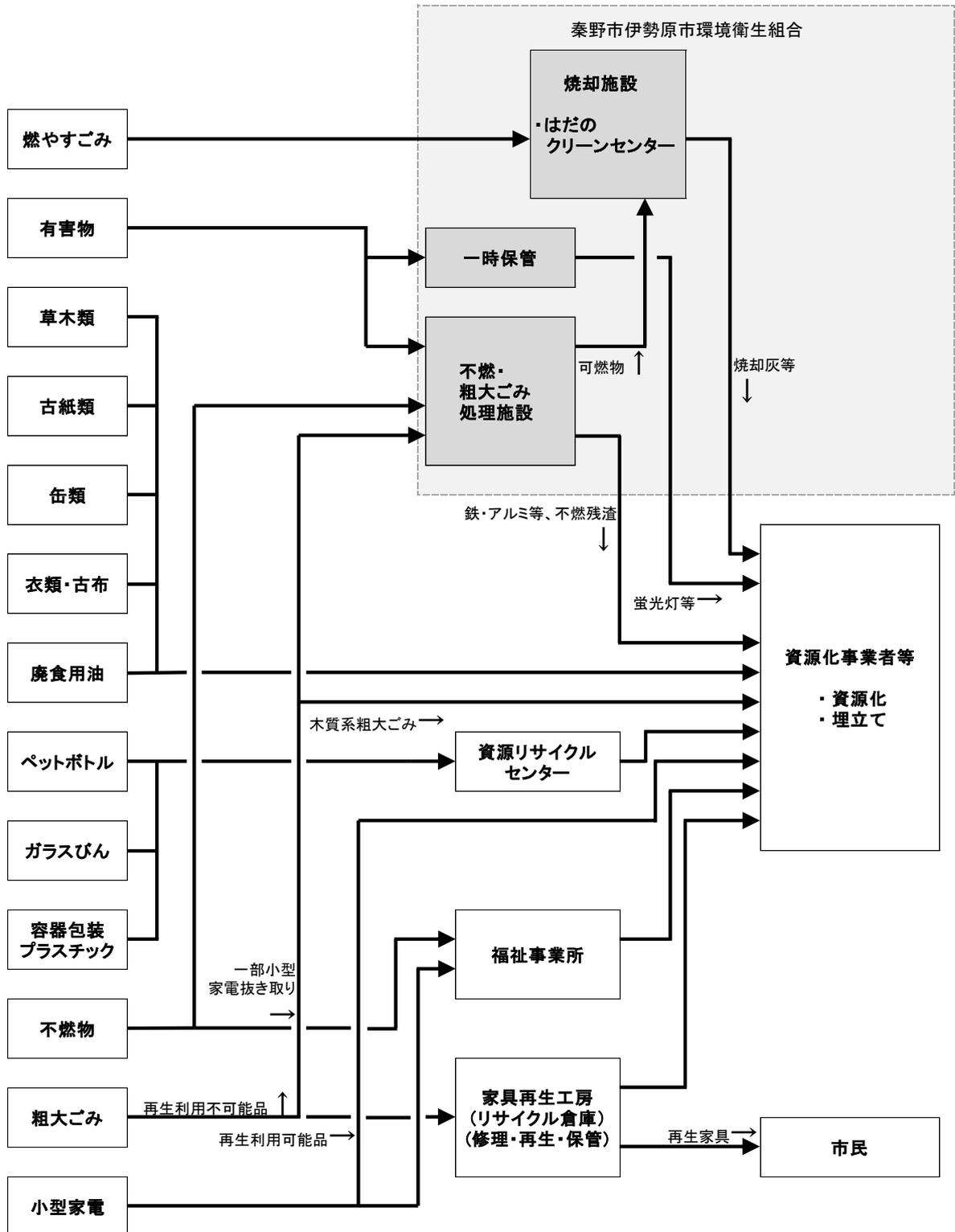


図 4-3 最終目標年度におけるごみ処理体系（令和13年度）